

日本社会の構造変化に対応した 所得税改革

中村 実

CONTENTS

課税最低限所得
納税者番号制
結婚と税金

離婚と税金
「1回課税の原則」と所得税

要約

- 1 所得税を巡る論争は、財政再建のためだけでなく、少子高齢化の進行、共稼ぎ夫婦比率の上昇など、日本社会の構造変化に応じて、各種控除をどのように再編成していくかの作業でもある。
- 2 税制面での少子化対策としては、独身より結婚を明確に優遇する経済支援を行うべきである。具体的には、現行の配偶者控除を結婚控除 収入の多い配偶者から一定額の所得控除を行う へと切り替えることを提案する。婚姻の事実に対する控除であり、妻の収入の増加に対しても税は中立となる。
- 3 子供のいる家庭に対する扶養控除は、若年層におけるフリーターの増加、春闘の形骸化という現実をみると、直接的な児童手当の方がふさわしいとはいえない。高齢の家族の扶養に対しても控除はある。しかし、現実には、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者単身世帯が増加しつつある。高齢者家賃補助制度の導入を検討すべきであろう。
- 4 社会保険料の値上げが続いている。社会保険料拠出は所得控除となっており、給付もその大半が非課税である。「1回課税の原則」を導入し、社会保険料拠出時課税を検討すべき時期であろう。社会保障については高齢者に応分の負担を求めることが原則となる。このためにも納税者番号制を導入し、支援すべき人と自己負担が可能な人とを国家が区別できる体制とすべきである。
- 5 なお、離婚に係わる税制も改正すべき点が多いが、厚生年金保険の報酬比例部分の分割は早急に可能とすべきである。

課税最低限所得

現代日本の所得税を支配している考え方は包括的所得税制である。所得とは一定期間における利得の増加であり、この間の労働所得、利子・配当、家賃、投資のキャピタルゲイン（理論上は評価益課税）のすべてを「束ねた」ものを包括的所得と呼ぶ。

同じ所得の人には同じ課税を行うことが水平的平等であり、高額所得者に対しては所得再配分の立場から累進課税を適用する。また、人間として最低限の文化的生活を保障するために、ある一定の所得に達するまでは所得課税を免除する。いわゆる課税最低限所得概念の導入である。これにより、高額所得者からの税金を低所得者対策に利用することによる所得再配分、同一所得に対する同一課税が達成できる。これが戦後の租税理論のエッセンスである。

「累進的に所得課税する」ことについては、あまり異論がない。ポイントは、どれほどの所得の人から課税を始めるのか、すなわち課税最低限所得をどれくらいにするか、という点にある。純理論的に述べるなら、「人的資本の再生産に必要な最低限の消費額」が年300万円と統計的に計測されたとすれば、この「300万円部分については課税すべきではない」となる（自営業者の場合は、これに「生産のために必要な資本部分には課税してはならない」ということが加わる）。

1 課税最低限所得の計算

現実の課税最低限所得は、様々な所得控除の組み合わせの上に成立している。夫がサラリーマンで年収384万円、妻は専業主婦で子

供が大学生と小学生の家族4人のケースを例に説明する。税制は「収入を得るためには費用がかかる」としているため、サラリーマンの給料は、そのまま課税所得とはならない。サラリーマンなら背広代金などを必要コストと見なす給与所得控除の制度がある。

給与所得控除額は年収によって増加するが、年収が384万円の場合、131万円が給与所得控除となり、給与所得（給与収入 - 給与所得控除）は $384 - 131 = 253$ 万円となる。また、サラリーマンになると、社会保険料支払いが生じる。厚生年金保険料、健康保険組合拠出金などであり、年収の約10%を占めるとすると、年間保険料支払いは38万円、所得控除となる。人的控除は本人（夫）に対して基礎控除38万円、専業主婦の妻に対して76万円（この内訳については後述する）、大学生の扶養控除63万円、小学生の扶養控除38万円がある。計算の結果は以下の通り。

| | |
|-----------|-----------------------|
| 給与所得 | $384 - 131 = 253$ 万円 |
| 社会保険料控除 | $384 \times 0.1 = 38$ |
| 夫の基礎控除 | 38 |
| 妻の配偶者控除等 | 76 |
| 扶養控除（大学生） | 63 |
| 扶養控除（小学生） | 38 |
| <hr/> | |
| 課税所得 | 0 |

つまり、妻が専業主婦、子供2人のモデルケースでは年収384万円以下の場合には所得税を支払わなくともよいことになる。これが、課税最低限所得である。

課税最低限所得を巡っては、不景気の状況下では消費促進のため、課税最低限を引き下げべきではないとする立場と、新規国債発行額が40兆円と歳入の半分を占めるような財政状況下では増収策を採るのは当然である

(景気の問題は構造改革で解決すべき)とする立場の対立がある(財政健全化か、景気対策か)。また、国家が増収を期待して課税最低限所得を引き下げるとき、どの項目をどのように定めればよいのかも問題である。

単純化すれば、人的控除の金額を低くする、あるいは一部を廃止する、給与所得控除を低くする、社会保険料控除をなくすということに尽きるが、これらについては多くの論点があるのも事実である。

2 各種控除をめぐる論争

論争となる点をいくつか示せば、まず給与所得控除の問題がある。サラリーマンが収入を得るためのコスト(背広代金、靴代金など)として、ある程度の控除は必要としても、「年収800万円の場合200万円が給与所得控除となるが、本当に200万円もコストとして必要なのか」という意見がある一方で、異なった角度からの反論もある。いわゆる「9-6-4」問題である。「農業者、自営業者の所得は正しく把握されていないのに対して、サラリーマンは完全に把握されている。さらに、自営業者は自家用車を非課税で購入できるのに対してサラリーマンは課税後の金で買っている」という自営業者不公平論である。

給与所得控除は、課税最低限額の算出に強いインパクトを与える項目であるが、「自営業者の所得は正しく把握されていない」というサラリーマンの不信感をも反映しているのである。したがって、この項目を引き下げようとする場合は、自営業者に対する徴税が真に正しく遂行されているか否かが問われることになり、納税者番号制の導入が取りざたされることとなる。

次に、人的控除額を減らす、あるいは人的控除の中のどれかを廃止するか否かについては、配偶者控除と扶養控除を巡る論争を踏まえなくてはならない。まず、ここでは子供の扶養に関する扶養控除の話を進める。現行の扶養控除は、サラリーマンに所得控除枠を与え、所得税支払いを減額することで子育てを支援する役割を担っている。大学生の子供の場合、63万円の控除となるので、限界所得税率10%の家族では6.3万円の所得税減となる。

では、少子化が進行するわが国において、子育てへの支援策としてこの6.3万円という額は妥当といえるのだろうか。より直接的な少子化対策とは、扶養控除を廃止して児童手当を支給することではなからうか。子育てに対する扶養控除の問題は、少子化の進行に伴い、児童手当の問題と切り離して考えることはできなくなっている。現行制度では、高齢の親と同居している場合も扶養控除が適用されるが、近年、高齢者は子供の世話にならずに自立して暮らすケースが増加している。親と同居しさえすれば控除することに問題はないのだろうか。

少子高齢化が進行する現在、児童手当と高齢者向け家賃補助を導入せずに所得控除による支援を継続するのか、あるいは金銭支給によるより直接的な支援を選ぶのか、の本格的な議論を行うべきであろう。ちなみに、北欧諸国の社会保障制度では、高齢者世帯に対する家賃補助を行うことが一般的である。

配偶者控除に対しても多くの批判がある。職を持っていない妻(専業主婦)であれば、夫の所得から配偶者控除38万円、特別配偶者控除38万円(夫の所得1000万円以下の場合、ただし2004年に廃止の予定)、合計76万円の

控除が行われ、共稼ぎ夫婦の場合には何の控除もないことが不公平感を生んでいる。戦後の高度成長期には、夫は外で働き、妻が家事および育児を担当するという家庭が大半を占めたので、そのような家族を税制面で優遇する手段として配偶者控除という制度が定着したのである。

ところが、1980年代以降は共稼ぎ夫婦の比率が上昇している。共稼ぎ夫婦からすれば、現行の配偶者控除はいかにも不公平に映る。時代の経過とともに、制度が家族の在り方の変化にそぐわないものとなってきているのである。

また、現在問題となっている少子化の大きな原因は晩婚化にある。少子高齢化の進行により動揺している日本の社会保障制度を守っていくためにも、独身より結婚を税制上優遇する必要もある。共稼ぎ比率が上昇し、少子化が進行するなかで、現在専業主婦にのみ適用されている配偶者控除はどのようにすべきかが大きな課題として浮上してきている。

ところで、社会保険料の値上げが所得税収に悪影響を与えることは、意外に見過ごされている。少子高齢化の進行のもと、OBの生活、医療、介護を支えるために、社会保険料の値上げが続いている。このことは、他の事情を一定にした場合、この項目が所得控除となることから、課税最低限所得の引き上げに直結する（社会保険料が値上げになるたびに所得控除額が増加し、課税所得は減少してきた）。それで本当によいのであろうか。放置すると所得税収入はひたすら減少することとなる。

社会保険料支払いをなぜ全額損金にするのか。これが、今後のポイントである。控除が

当然と考えるのは、国際比較をしたことがないからである。例えば、米国の公的年金では、各人が拠出する分に対しては控除されてはいないのである。

3 住宅ローン減税の是非

課税最低限所得引き下げの目的は税収の増加である。そのために、どの項目を廃止するのか、また控除金額はどうするのかが議論される必要がある。しかし、現在は住宅ローンに対して景気対策上巨額な税額控除が行われていることから、課税最低限が引き下げられても、その効果は期待するほどあがらないことが懸念される。

そこで、最後に住宅ローン優遇税制について検討する。住宅ローン優遇税制は、夫婦の年収合計が3000万円以下であること、住宅ローンの期間が10年以上であること、居住用住宅で当該夫婦が住むこと の要件を満たした場合、家の購入に伴う住宅ローンに対して住宅ローン税額控除が適用できる、というものである。ただし、 限度は住宅ローンの残高5000万円以内、 年末の住宅ローン残高の1%、年間の控除限度額は50万円、適用期間は10年 であるから、最大10年間で500万円の税額控除が可能となる。

具体的な例でみてみよう。年収800万円のサラリーマン家庭だとして、妻は専業主婦、子供は2人とも小学生と仮定する。4000万円の住宅を頭金500万円、そして3500万円を住宅ローン（夫名義）でファイナンスしたとする。金利は3%であり、年間金利支払額は105万円である。この家族に対する所得税の計算は、給与所得控除が200万円であるから、以下のように行われる。

| | |
|---------|-----------------------|
| 給与所得 | $800 - 200 = 600$ 万円 |
| 社会保険料控除 | $800 \times 0.1 = 80$ |
| 夫の基礎控除 | 38 |
| 妻の配偶者控除 | 76 |
| 子供の扶養控除 | $38 \times 2 = 76$ |
| <hr/> | |
| 課税所得 | 330 |

課税所得330万円までの税率は10%であるから、所得税は33万円である。これに対して、住宅ローン税額控除は $3500 \times 1\% = 35$ 万円となり、 $33 - 35 = -2$ 万円、すなわち、所得税ゼロとなる。

この家族のキャッシュフロー（現金収入）は、住宅ローン税額控除がなかった場合、 800 （年収）- 80 （社会保険料）- 33 （所得税）- 105 （利子）= 582 万円であるはずであったが（元本返済は考慮せず）、住宅ローン減税によって、年当たり33万円増加する（年間105万円の利子のうち、国が33万円を負担していることになる）。住宅ローン優遇税制は、確かに住宅供給の促進要因になるが、年収800万円の家族が国の所得税を1円も支払わなくてよいのであろうか。

米国では、「主たる住宅」のローン利子を所得控除する税制が実施されている。上記の例で示せば、課税所得 $330 - 105$ （支払利子）= 225 万円が課税所得となり、所得税 22.5 万円の支払いとなる。住宅ローンがなかった場合に比べて約11万円の減税である。「国民は住宅を持つべきである。したがって、その利子支払いに当たる所得は所得としてカウントしない。」これが、米国の税制であり、日本より優遇度が弱い。支援は必要だが、年収800万円の家族が非課税となるのは、やはり異常であらう。日本の住宅ローン優遇税制は修正される必要がある。

以上をまとめ、課税最低限所得を引き下げる場合の検討課題として、以下の6点をあげることができよう。

給与所得控除を引き下げる場合、自営業者の所得が正しく把握されていないという指摘への対応。

子供については、扶養控除を続けるのか、あるいは少子化対策としての直接的な児童手当の充実へと変更するのかの検討。

老親との同居に対する扶養控除については、実態を鑑みた場合、高齢者家賃補助のほうが望ましくはないかの検討。

専業主婦に対する配偶者控除を廃止すべきか否かの検討。

増大が予想される社会保険料を全て自動的に所得控除することは国家財政上困難であり、どの程度まで控除を行うのかの検討。

住宅ローン優遇税制についての検討。

納税者番号制

1 個人負担に占める税と社会保険料

個人に対する所得課税および社会保険料徴収の現状を、前述した住宅ローンのケースと同じ年収800万円のサラリーマン（妻は専業主婦、小学生の子供2人、課税所得330万円）を例に考えてみよう。この家族構成と年収は都市部に暮らす30代後半のサラリーマンのイメージである。

諸控除を計算すると、課税所得330万円、所得税率10%なので所得税は33万円である。この330万円を地方税の課税ベースと同じと仮定すれば、地方住民税納付額は23万円であり、合わせて56万円となる。夫が35～40歳と

すれば、この年代の消費性向は平均65%だから消費額は520万円、全て消費税が課される消費額であると仮定すれば、消費税納付額は26万円となる。しかし、社会保険料支払いが80万円であることに注目したい。消費税、所得税、住民税を合わせた金額とほぼ同額である。整理すると、以下のようになる。

| | |
|-------|----------------------------|
| 国の所得税 | 33万円（税率10%） |
| 地方住民税 | 23万円（都道府県民税2%、 市町村民税8%） |
| 社会保険料 | 80万円（保険料率10%と仮定） |
| 消費税額 | 26万円（消費税率5%） |

このように年収800万円のサラリーマンに課されている税金および社会保険料率は単純に言って累進的ではなく、報酬比例的である。今後、少子高齢化が進行すれば、年金、医療・介護負担が増加し、報酬比例的な社会保険料負担が増加することはほぼ確実である。

一方、経済の活性化が強く叫ばれている以上、所得税率が累進性を強めることは考えにくい。「やったら報われる」仕掛けとしてのフラット税率維持が基本となろう。年収800万円の場合、専業主婦の妻と子供2人で所得税率10%である。サラリーマンの平均世帯収入が600万円（うち約1割は妻の収入）であることを考えれば、大半のサラリーマン家庭の所得税率は10%である。したがって、所得税が累進的であると強く実感する世帯はあまり多くないはずである。

このほかの項目に注目してみよう。株式のキャピタルゲインに関しては2007年までは10%分離課税（その後20%）となる。不動産長期譲渡所得も26%分離課税である。利子は20%源泉分離課税、配当所得も2007年まで10%分離課税（その後20%）である。不動産

市場、株式市場活性化が当面必要と考えられるため、この分離課税の税率が大きく変わる公算も少ないように思われる。

以上のように所得、財産に対する課税は「束ねず」、それぞれ「ほぼ定率」であり、個人の負担に占める社会保険料のウェイトが上がりつつある。個人負担は包括的でも累進的でもなく、フラット化の傾向が顕著となっている。

2 不況下での増税は困難

表1は、1991年と2001年の所得税率別の課税所得額を示したものである。1990年代に、税率の引き下げ、フラット化が進行した。景気対策のため当局は多くの税収を放棄し、その結果として公的債務が急激に拡大した。財政バランス改善のために最も効果的なのは、各種控除の引き下げと税率の引き上げを図ることである。

しかし、低迷している日本経済の現状を考えれば、高所得者層への税率引き上げや若干の控除枠の縮小は可能としても、1990年代における流れを一気に反転させ、本格的な増税に向かうことはかなり難しかりう。税率などの引き上げが困難であるとすれば、わが国の財政バランスを改善するためには、歳出の徹底的な効率化が必要となる。対象としては公

表1 国の所得税率と課税所得

| 所得税率 | 2001年（A） | | 1991年（B） | | （A）-（B） |
|------|----------|--|----------|--|---------|
| | （単位：万円） | | （単位：万円） | | |
| 10% | 330以下 | | 300未満 | | （30） |
| 20% | 900以下 | | 600未満 | | （300） |
| 30% | 1800以下 | | 1000未満 | | （800） |
| 37% | 1800超 | | - | | |
| 40% | | | 2000未満 | | |
| 50% | | | 2000以上 | | |

出所）財務省

共投資が考えられるが、セーフティネットである社会保障についても歳出の抑制を図らねばならない。

社会保障については、公的年金給付額の削減、国民医療費の管理強化が歳出抑制手段となるが、さらに所得再配分機能の回復を試みる必要がある。豊かな人は自腹で老人ホームに入居すべきであり、一定レベルの医療サービスは公的医療保険の範囲で行い、これを上回る高度の医療サービスを求める場合は民間保険で賄うべきなのである。つまり、豊かな高齢者に応分の負担を求める必要がある。

社会保障の基本理念を「真に救済が必要な人は援助し、余裕のある人は自力で」とする必要がある。公的年金給付についても、公的年金のみで生活している人への課税は軽くする一方で、その他多額の利子収入、配当収入を得ている人の公的年金控除は思い切って縮小する、などの方策をとらなくてはなるまい。

3 必要となる納税者番号制

そこで、かねてより税の補足率を上げるために導入が取りざたされては実現に至らなかった納税者番号制の導入が必要となる。個人の所得、少なくとも金融資産残高およびその収益までは完全に把握することで、国の支援が必要となる人とそうでない人を確定することが不可欠となる。

もはや国家財政の悪化を無視することはできない状況となっている。受益者の豊かさを考慮することなく一律適用となる安価な公共サービスの乱発は限界にきているのである。財政再建および公平な所得再配分、それを可能とする所得把握のためにも納税者番号制を導入し、国家が全ての取るべき税を確実に徴

収することで、真に支援を提供すべき人を特定できる体制を目指すことが望ましい。

納税者番号制は、フリーターの増加という今日的状況のもとで、その重要性を増しつつある。年間を通じて複数の会社に勤め、それぞれの会社から収入を得ているフリーターに関しては、納税者番号がないと年間の収入をトータルでとらえることができない。さらに、フリーターは厚生年金保険料徴収対象者とはならない（厚生年金保険料徴収の対象は主に1つの企業に勤める年収130万円以上のいわゆるサラリーマンである）ため、国民年金保険料（月1万3300円）支払いの必要がある。しかし、現実には1990年代を通して国民年金加入者は増加していない。すなわち、フリーターの一部は無年金者（国民年金保険料の支払いを行わない人）なのである。

公的年金は世代間扶養の原則の下で運営されている。若者の公的年金参加率の低下は、公的年金財政を悪化させる一因となっており、財政難からの値上げは、正直に保険料を支払っている人に一層の負担をかけることになる。この無年金者をなくすためにも納税者番号制を導入し、国税庁が公的年金保険料の徴収業務も兼ねて、フリーターから所得税と公的年金保険料の双方を確実に徴収することが望ましい。

医療保険、とりわけ国民健康保険の問題に関しても納税者番号制の導入は有効である。国民健康保険は市町村が運営主体であり主に自営業者が参加しているが、所得を正確に把握できないため定額の色彩が強い。一方で、失業率の上昇により、失業者の国民健康保険への加入も増加している。生活困窮者の保険料率を低くすることは当然であるが、それで

は健康保険財政は破綻してしまう。破綻を避けるためには、国民健康保険組合が報酬比例で保険料を徴収することが必要であろう（豊かな人からは多くの保険料を得ることが期待できる）。そのためにも各人の所得を正確に把握することが必要である。

このように、納税者番号制の導入は、税の正しい把握、社会保険財政の健全化、国家が真に支援すべき人を確定するための手段として是非とも必要である。

結婚と税金

1 優遇されてきた専業主婦

わが国では、サラリーマンの男女が結婚して夫婦が共稼ぎとなっても、税あるいは社会保障制度上は何の優遇もない（税法が民法上の夫婦別産制に沿ったものとなっているため）。しかし、妻が専業主婦になった場合には、様々な優遇がある。

第1に、夫の所得には配偶者控除が適用され、所得から38万円が差し引かれる（配偶者控除）。これは、すなわち夫の課税所得の減少であり、支払い所得税が少なくなるわけである（なお、特別配偶者控除は2004年から廃止される予定であるため、ここでは論じない）。第2に、夫が定年まで勤め厚生年金保険料を支払えば、妻は保険料を払わなくても、老後に夫分としてではなく自分自身の基礎年金（月額6.7万円）の給付を受けることができる。第3に、妻は夫の健康保険組合に扶養者として自動的に登録され、健康保険組合への拠出なしに自己負担比率3割で診療を受けることができる。

これに対して、共稼ぎ夫婦の妻は、法律上

は専業主婦と同じ立場であるにもかかわらず、所得があるがため配偶者控除の適用はなく、厚生年金保険料は自分自身で払い続け、自分の勤める企業の健康保険組合へ自分で拠出し続けることになる。これらが、仕事を持つ妻の不満の種である。同じ夫婦でありながら、なぜ働かない人が優遇され、働く人には何の優遇も与えられないのだろうか。

1970年代までは、こうした専業主婦に対する様々な優遇策に対する批判はあまりなく、むしろ当然視されていた。1970年代までは、就職に際して「女性は一般職のみ」「4年制大学卒より短大卒」（いずれ結婚退職するのならばコストが低くて長く勤務する短大卒の方が好ましい）といった風潮が強かった。

4年制大学を卒業した女性が総合職として採用されるようになったのは、1980年代後半からである。それまでは、女性は若いときに一時的に働くが、やがて結婚により勤めを辞め専業主婦になるものだと考えられていた。

夫は外で働き、妻は家事と育児に責任を持つという家庭内での分業が一般的な家族の形態であり、これを支援するために様々な税制優遇が行われたのである。また、この当時は企業も、コストが上がると考えて、結婚した女性が働き続けることを嫌った。このような社会通念の下で、先に述べた共稼ぎ夫婦の妻の不満は、無視されてきたのである。

ところで、結婚により社会から退いた女性は、本当に家事と育児のみに専念してきたのだろうか。実態はそうではない。実は、子育てが一段落した後、住宅ローンの返済や教育資金のために、再び働き始める専業主婦が多かったのである。1970年以降の流通革命、外食産業の台頭により、自宅の近くでパートタ

イマーとして働ける環境ができたからである。専業主婦を収入のない妻と考えてきたが、実態はそうではない。

パートタイマー主婦は税および社会保障制度のタックスヘイブンの中で働いてきた。パートタイマーとして働くことは、給与所得を得ることに他ならないが、給与所得にはその収入を得るためのコストとして給与所得控除が適用される。また、働く個人には基礎控除が適用されるため、妻の年間のパート収入が、基礎控除（38万円）と給与所得控除（最低65万円）を合計した103万円以下ならば、自分では所得税を支払う必要がないうえ、さらに夫の所得から38万円の控除を受けることができる（配偶者控除の要件は、妻の所得38万円以下）。

この結果、パートタイマー主婦は、専業主婦の特権を享受しつつ、103万円の非課税収入を得ることができた。パートタイマー主婦が増加した背景には、企業側に、臨時でコストの低い労働者を確保できるという利点があったことも言うまでもない。

2 非正規社員への対応

しかし、このパートタイマー主婦がより多くの収入を得ようとする、制度と社会慣行がこれを阻むのである。ある一定の収入を超えると、優遇が適用されなくなるため、収入は思ったほど増えないこととなる。まず、収入が103万円を超えると夫の配偶者控除は適用されなくなる。また、一般企業では従業員に対する家族手当支払いの要件として、配偶者控除があることを挙げているケースがかなりあると言われている。

すなわち、収入が103万円を超すと、38万

円の配偶者控除と家族手当とがなくなってしまふことになる。また、医療保険、厚生年金保険料の支払い義務は「主に1つの会社に勤め、年収130万円以上」となったときに発生する。年収がある一定限度を超えなければ、新たに医療保険、厚生年金保険料を支払うことなく医療サービスを受け、基礎年金を得ることができるのである。結局のところ、こうした理由でパートタイマー主婦には「年収103万円の壁」があると言われているのである。

しかし、1990年代にはデフレ進行という状況とも相まって、激しい価格競争にさらされた流通・サービス業では、必要なとき必要な労働力を、低コストで調達することが重要であった。その結果、流通・サービス業では、若年層のいわゆるフリーターと呼ばれる臨時社員の採用が主流となった。彼らのように年間を通じて複数の企業に雇用される場合、納税者番号制度がないとその所得を正しく把握することができない。また、国民年金の支払い義務があるにもかかわらず、国民年金支払者が増えていないことから、かなりの数の無年金者がいると推定される。

フリーターなどの非正規社員が増加していることを考慮すれば、この非正規社員から確実に社会保険料を徴収する必要がある。また、公的年金、医療保険会計収支の悪化を考慮すれば、パートタイマー主婦の保険料支払いについても見直す必要があり、国家の財政収支を考えれば、現行の年収103万円の非課税枠を引き下げるべきかの問題までも検討せざるを得ない。

戦後の日本社会では長い間、働く正社員の夫と家事と育児に責任を持つ専業主婦の妻を

中心とした家族が一般的であった。しかし、現実は専業主婦がパートタイマー主婦となり、一方で結婚後も働き続ける妻が増え、本来の専業主婦は減少しつつある。1990年代後半からは、夫婦ともフリーターの共稼ぎ夫婦なども現れ始めている。働く正社員の夫と専業主婦の妻を前提とした現行の税および社会保険制度は見直さざるを得ない状況にある。

共稼ぎ夫婦にとっては不満の種であり、パートタイマー主婦にとっては収入増を阻む原因となっている配偶者控除をどのようにすればよいのだろうか。少子化対策の観点からも配偶者控除を考え直してみる。

3 少子化対策

1980年代以降における日本経済の大きな特色は女性の社会進出である。この女性の社会進出が少子化の主因との見解もあるが、データで見る限り晩婚化が主因である。出生率

は、結婚した女性が生む子供の平均人数と女性の結婚平均年齢により左右されると考えられている。

表2によれば、既婚女性の平均出生児数は、極めて安定している。ではなぜ出生率が低下しているのだろうか。それは、平均初婚年齢の上昇である。初婚年齢の上昇とは、すなわち未婚率の上昇である。表3は、女性の未婚率の推移を示したものである。25～29歳の女性の未婚率は、1980年の24%から2000年には54%に上昇している。さらに、首都圏では30～34歳の女性の3人に1人は未婚であると推定されている。つまり、日本の出生率低下の主因は、晩婚化なのである。

個人の結婚年齢を国が強制して決めることはできないが、少子化がこれ以上進行すると、経済社会に様々な障害が発生してくる可能性も大きい。医療制度、介護制度、公的年金制度の根底には世代間扶養の原則があり、

表2 既婚女性の出生数

| | 1977年 | 82年 | 87年 | 92年 | 97年 | 2000年 |
|-------------|-------|------|------|------|------|-------|
| 平均出生児数 | 2.23 | 2.23 | 2.19 | 2.21 | 2.21 | 2.23 |
| 平均「理想の子供の数」 | 2.61 | 2.62 | 2.67 | 2.64 | 2.53 | 2.56 |

注1) 平均出生児数：結婚後15～19年たった妻に対する調査
 2) 「理想の子供の数」：50歳未満の妻に対するアンケート調査
 出所) 厚生労働省「出生動向基本調査」、「生産力調査」

表3 未婚率の推移(女性)

| 年齢層 | 1960年 | 65年 | 70年 | 75年 | 80年 | 85年 | 90年 | 95年 | 2000年 |
|--------|-------|-----|-----|-----|------|------|------|------|-------|
| 25～29歳 | 22 | 19 | 18 | 21 | 24 | 31 | 40 | 48 | 54 |
| 30～34歳 | 9 | 9 | 7 | 8 | 9 | 10 | 14 | 20 | 27 |
| 35～39歳 | 6 | 7 | 6 | 5 | 6 | 7 | 8 | 10 | 14 |
| 全体の婚姻率 | | | | | 64.0 | 62.5 | 60.4 | 59.1 | 58.2 |

出所) 厚生労働省

少子化が過度に進行すれば、これらの制度を維持することは不可能となる。また、公的債務700兆円の国家の労働力人口が今後50年間、減り続けることも認めがたい。したがって、若者が結婚への意思決定をする際に、経済的な阻害要因があるのだとしたら、是正しておく必要がある。

4 何を課税単位とするか

少子化対策として税制改革を考える前に、所得課税の課税単位としては何が適切であるかについて、まず議論を整理しておく必要がある。

夫のみが働き、妻が全て専業主婦であるならば、所得のある人間に課税する個人単位課税で問題はないはずである。そして、当然のことながら、500万円の年収がある独身と、妻と子供のいる500万円の年収の夫を考えるならば（500万円まで所得税率10%とする）、家族のある夫に所得控除枠を追加しようということになる。つまり、基礎控除100万円とするならば、独身に対しての所得税は $(500 - 100) \times 0.1 = 40$ 万円、家族のある夫には追加で特別控除100万円を与えて $(500 - 200) \times 0.1 = 30$ 万円の所得税とし、妻子のある家族の可処分所得を10万円増加させ、家族の再生産を順調なものとしようとする考え方は自然である。

しかし専業主婦のウェイトが下がり、働く女性のウェイトが上昇していくと、個人単位課税（夫婦別産課税）が適切なのか、あるいは夫婦合算課税とすべきなのか、の問題が発生する。事実認識としての消費単位は家庭である。

夫が1000万円の年収で妻が専業主婦のケー

ス、夫婦共稼ぎで夫婦合わせて1000万円のケースとも、夫婦で1000万円の年収、夫婦と子供で1つの消費単位であるから、家族単位課税が正しいとの考え方もある（子供がいる、いないの問題は、児童手当、あるいは扶養控除で解決すればよい）。しかし、累進課税下では、夫婦合算課税は夫婦別産課税より重税となってしまう。夫と妻の年収が500万ずつのケースを考える（基礎控除なし、かつ所得500万円まで所得税率10%、500～1000万円までの所得税率を20%とする）。

夫婦合算課税の所得税

$$500 \times 0.1 + 500 \times 0.2 = 50 + 100 = 150 \text{万円}$$

夫婦別産課税の所得税

$$500 \times 0.1 \times 2 = 100 \text{万円}$$

50万円の差である。そこで調整が必要となり、夫婦合算分割課税となる。米国、ドイツで採用されている2分2乗方式なら、

$$500 + 500 = 1000 \quad 1000 \div 2 = 500$$

$$500 \times 0.1 \times 2 = 100 \text{万円}$$

が夫婦の所得税額となり、夫婦別産課税のケースと変わらないことになる。米独が2分2乗法を採用していることもあり、家族の変化に合わせて日本の税法も2分2乗法とすべきとの意見がある。

しかし、夫婦合算分割課税（例えば2分2乗法）には3つの問題がある。第1は、独身に比べて結婚が優遇されることである。800万円の年収の夫（妻は専業主婦）と同じ年収の独身を比較すると、次のようになる。

夫婦の場合は、2分2乗法であるから、

$$800 \div 2 = 400 \quad 400 \times 0.1 \times 2 = 80 \text{万円}$$

独身の場合は、

$$500 \times 0.1 + 300 \times 0.2 = 50 + 60 = 110 \text{万円}$$

独身1人の家庭と専業主婦のいる家庭とで

は、家族の年収は同じでありながら所得税で30万円の格差が生じてしまうことになる。米国では、この問題を調整する（独身と結婚を税制上中立とする）ため、2分2乗法を採用しながらも税率表は、個人単位課税を選択する既婚者用、合算分割課税を採用する既婚者用、独身者用、母子家庭などの単身世帯用の4つに別れている。しかし、日本では少子化対策の都合上、政策的に独身より結婚を優遇することが必要であるため、2分2乗法が独身を不利とすることは問題にはならない。

第2の問題は、2分2乗法は「片稼ぎ世帯」での年収が多くなるほど夫婦別産課税より優遇される点である。夫の年収1500万円（所得1000～1500万円の所得税率30%とする）、妻は専業主婦の場合、

夫婦別産課税なら、

$$500 \times 0.1 + 500 \times 0.2 + 500 \times 0.3 = 300 \text{万円}$$

2分2乗法を採用すると、

$$1500 \div 2 = 750(500 \times 0.1 + 250 \times 0.2) \times 2 \\ = 200 \text{万円}$$

が所得税となり、税負担が100万円も減少してしまう。年収の豊かな夫と働かない妻のいる家庭が優遇されて良いのだろうか。さらに、夫と妻がともに500万円の所得の共稼ぎ夫婦と、夫が1000万円の所得で妻が専業主婦の夫婦の比較が焦点となろう（両者とも子供の数は同じとする）。2分2乗法を採ると、同じ納税額になる。

子供のいる共稼ぎ家族にしてみれば、世帯としての収入が同じならば、夫に1000万円の所得があり妻が専業主婦である家族と同じ所得税であるべき、と理論的に説明されても納得できないであろう。子育てをしつつ共稼ぎ

で1000万円の収入を得るために、様々な努力をしているからである。

第3の問題は、米国では確定申告制度だが、わが国では源泉徴収制度が採用されていることである。もし日本が米国のように2分2乗法を採用する場合、現行の源泉徴収制度では夫婦の合計所得を正確に把握できず、年度末の確定申告事務が煩雑となる。したがって、夫婦合算分割課税を日本が本格的に検討するには無理があると判断される。

5 配偶者控除から結婚控除へ

欧米主要国がすべて夫婦合算分割課税を採用しているわけではない。英国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、オランダなどの国々は女性の社会進出が続いているなかでも夫婦別産課税が採用されている。

ここでは、英国を例に示す。英国では夫婦合算課税の時代が長く続いていた。夫婦が共稼ぎの場合、累進課税制度の下では夫婦合算課税は夫婦にとって不利に働くが、夫の配偶者控除を独身者の人的控除より大きくすることで事実上夫婦の税負担の増加は抑えられていた。しかし、女性の社会進出が増加する中で夫婦合算課税方式に批判が強まった。1986年の英国政府の報告書「グリーン・ペーパー」では、夫婦は課税上完全に平等になるべきだとして、完全な個人単位課税、夫に認められる配偶者控除の廃止（代わって夫と妻に同額の基礎控除）が提案された。そして、1990年英国は完全に個人単位課税に移行した。

1988年3月、当時のローソン蔵相は次のように述べている。

「行動をとるべき時が来た。したがって、私は次の2つの目的を持って重要な所得税

の改革を提案する。第一は、既婚女性に、租税の問題について他の全ての人々と同じプライバシーと独立性を与えることである。第二は、税制が結婚に制裁を与えるようなやり方を終わらせることである。私は4月の実際上可能なもっとも早い時期に、独立課税という完全に新しい制度を導入することを決定した。この新しい制度の下では、夫と妻は、全ての種類の所得に対して独立に課税される。全ての納税者は、男女、既婚・未婚の別なく、同じ人的控除を認められる。」(金子宏「課税単位の研究」^{注1}より)

日本でも現行制度のままで、少子化対策の上からも、税技術で独身より結婚を優遇し、かつ女性の労働市場への参加を促す税制を構築すべきである。そもそも、配偶者控除とは、「働く夫と専業主婦の妻」を一般的なものとみなし、その夫婦が容易に子育てができるような税制上の優遇を与える制度なのである。問題は仕事を持つ妻が多くなり、家族の在り方が昔とは変わってしまったことである。それに伴い、専業主婦を優遇するのではなく、独身より結婚している人を優遇するように制度を変更すべきである。

さらに、現在の税制では自分の所得が増えると夫の税引き所得が減ることになり、結果として、より収入を得たいと考えるパートタイマー主婦の勤労意欲を失わせ、「103万円の壁」を生んでいる。したがって、配偶者控除を、「結婚後はより所得の多い配偶者の所得から38万円を控除できる」という結婚控除に切り替えればよい。その結果、結婚すれば所得税が減り(独身よりも結婚している人を優遇)、妻の所得の有無にかかわらず控除を受

け続けることができる。家族控除について、議論が深まることを期待する。

離婚と税金

1975年のわが国における離婚件数は12万件、それが2000年には26万件へと増加している。直近の結婚件数は70万件であることを考え合わせると、年140万人が夫婦として生活することを決意する一方で52万人が夫婦の関係を清算したことになる。米国では毎年約120万件的離婚が発生している。米国の人口は日本のおおよそ倍に当たるので、日本の2倍の離婚率となっている。戦後の日本社会は社会現象の面で常に米国の後追いをしてきたが、女性の経済力の上昇などから、当面は日本の離婚件数も増加を続けると予想される。離婚に係わる税制も、家族の清算を円滑なものとするのが求められよう。

1 離婚の解決金

日本の家族法は世界に類を見ないほど容易に離婚を認めている。つまり、双方が合意すればすぐに離婚できるのである(協議離婚)。ただし、合意に至らなければ離婚できず、決着は裁判に持ち込まれる。裁判では、有責主義の建前から、理由がなければ離婚はできないとされる。有責主義とは、「相手のせいでのこのような状況になってしまった」という理由があれば離婚できるという立場である。

離婚原因として想定されているのは、不倫、悪意で捨てられる、配偶者の蒸発、精神病、その他結婚生活を継続しがたい重大な理由がある などである。～ は個別事情であるが、は包括規定であり有責

主義が貫かれていないことを示す。

これに対して戦後の西欧諸国では、破綻主義を取ってきている。様々な理由があるとしても、破綻してしまった関係は復活することはできない(子供がいた場合は、親権の在り方については厳密に考えるが、夫婦関係については清算するしかない)という立場である。西欧諸国では、3~5年ぐらいの別居期間があれば、これを理由として離婚が認められる。

法律には建前と本音がある。本音の部分では、妻に生活力がなく離婚したら生きていけないという事実認識が戦後の日本にはあった。したがって、有責者(大半は夫)に離婚請求権はなかったのである。つまり、夫が妻以外の女性と新しい生活を始めたいと思っても、妻に対して離婚請求をすることは認められなかった。この点と内縁の妻には財産相続権は認めないという家族法の規定を合わせれば、そこには「正妻の財産を守る」という考え方があることが伺える。

不倫をして妻に離婚を請求するなど許せないとの考え方、および離婚されたときの妻の生活はどうか、ということが法律論の根底にあった。とはいえ、破綻したものはもとは戻らない。残された人生をやり直すしかないのである。不倫をされたことおよび1人になったときの生活については、損害賠償として金銭で解決するしかない、という現実的な考え方が破綻主義である。1987年、最高裁は別居期間が長期にわたる、未成年の子がいない、配偶者にとっても過酷ではないことを要件として、有責者からの離婚請求を認めたのである。日本も西欧諸国のたどった道を進むと考えられる。

女性が離婚する場合の心の悩みや痛手は、

この世では金銭と時間で癒すしかない。破綻した夫婦関係にしがみついても前向きとはいえないであろう。夫婦関係を清算し、自立して生きるよと決めたならば、その後の問題は“女手ひとつ”で子供を育てられるか、ということである。つまり経済力だが、経済力とは2つの面を持っている。1つは、離婚交渉における解決金であり、「もらうべきものはもらわ」なくてはならない。もう1つは日々の収入を得るための経済力であり、人生をやり直すもととなる。

やり直しのためには、まず元手が必要である。わが国での離婚による財産分割等は以下のように考えられている。ある夫婦が離婚したとする。結婚前に夫と妻、それぞれが保有していた資産は、当然ながらそれぞれのものである。結婚期間が20年として、この間に増えた資産(例えば2000万円)はどうするのか。妻は専業主婦だったとする。このため主要な財産の名義は夫だったとしても、近年はこの2000万円の半分は妻に帰属するとみなす傾向にある。根拠は、相続において夫の財産の半分が法定相続として妻に帰属しているからである。これを狭義の財産分与と呼ぶ。

夫が資産家で、財産分割により妻に多大な財産が入り、妻も若かったならば問題はこれで解決するだろう。しかし、財産があまりなかった場合はどうするのだろうか。妻は専業主婦であり、離婚後すぐに職を得ることが困難な場合、例えば5年間、月15万円を妻に支払うことが考えられる。これを離婚後の扶養料と呼ぶ。この扶養料には2つのタイプがある。1つは若い妻の社会復帰のための社会復帰型扶養料、もう1つは熟年離婚による高齢の妻に対する年金型扶養料である。

狭義の財産分与（2人の財産の分割）に離婚後の扶養料を合わせたものを広義の財産分与と呼ぶ。これに、夫の不倫が原因での離婚であれば、妻は夫に慰謝料を請求することができ、この慰謝料を加えたものが離婚給付＝解決金となる。さらに、親権が妻に帰属した場合は、夫は子供の養育費を妻に支払わなければならない。

2 妻は常に非課税なのか

以上が離婚に関する法律的な対応である。これを経済取引として考えるならば、離婚からみれば、財産分割、扶養料の支払い、子供の養育費の支払いという3つの財産移動が発生する。これらに係わる税法はどのようなになっているだろうか。

共稼ぎ夫婦を考える。この夫婦が、自分の収入から蓄積した金融資産はそれぞれの名義とし、住まいもそれぞれの出資比率に合わせて共有名義としていけば、離婚に伴う財産分割に問題が生じることはない。財産分割で問題となるのは、妻が専業主婦、あるいはパート勤務などで収入が少ないケースである。このような夫婦では、主な稼ぎ手は夫であるため不動産、金融資産の名義人は夫となっている、というより、夫とせざるを得ない税法なのである。

すなわち、贈与税の問題である。妻は夫の死後は相続財産が入り、場合によっては相続税の納付も必要となるので、早めに夫名義の財産を妻名義にしてしまう（＝贈与する）ことを防ぐために贈与税がある。対等な共稼ぎ夫婦でない場合、重要な財産の名義人は夫である。

この夫名義の資産の分割に税法は、「これ

まで夫婦共同で構築してきた財産であり、離婚時の財産分割は離婚に伴う夫婦共同の資産が各々の個人に帰属するものと考え、贈与税は課さない非課税取引とする」としている。

また、専業主婦であった妻の社会復帰、あるいは老後のための扶養料支払いも夫からの贈与とは考えず、非課税とされている。夫の不倫で離婚に至ったとする。結婚は両性の合意契約であり、夫はこの契約に違反したのであるから、妻には損害賠償を請求する権利がある。損害賠償とは、相手側の契約違反によって生じた金銭的、心理的損害を補填するものであるから、火災保険と同様に非課税扱いとなる。また、親権が妻に帰属したときの夫からの養育費に関しても妻に贈与税が課されることはない。つまり、離婚に伴い夫から妻に移動する財産および定期的な入金、妻にとってはすべて非課税とされている。

以上に述べたように、離婚による夫から妻への財産移動はすべて非課税であるが、夫側からみれば割り切れないものがある。子供の養育費、妻への扶養料などは、自分にとって消費することができない資金である。例えば、800万円の年収から300万円は妻に支払わなければならない、500万円しか使うことができないにもかかわらず、収入である800万円すべてに所得税が課せられるのは、納得できない。

また、離婚時に夫側から扶養料や養育費はもらわず、財産を一度にももらうことで、この問題を解決する場合もあり得る。この過程で、夫名義の住宅が妻のものとなるケースがしばしばみられる。こうした場合、3000万円で購入した住居が1億円の時価であったとすれば、現行税制では妻は1億円の住宅を非課

税で取得できることになる。

しかし、税の立場からみれば、夫から妻名義への移動であり、差し引き7000万円のキャピタルゲインに課税を行いたくなる。税当局は以下のように判断するだろう。妻が家ではなく現金を要求したときに、夫が家を売却した1億円の現金を妻に支払う場合には、夫の得た7000万円のキャピタルゲインには課税できる。妻が家を手に入れた場合でも現金を得た場合でも、両者は経済的な富の移動の面では同義である。こうした論理で、日本では夫が妻に不動産を渡したときでも、税当局は夫に課税する。しかし夫とすれば、不動産は妻の名義となっており、7000万円のキャピタルゲインが妻に帰属しているにもかかわらず、自分に課税されたとしたら、はなはだ理不尽と感じるに違いない。

以上の2点、すなわち扶養料および養育費をどのように考えるべきか、また夫名義の財産が妻に移動したときの夫のキャピタルゲインをどう考えるべきか、が離婚における税制のテーマである。

3 養育費と扶養料

まず養育費について考えよう。夫婦が子供を育てる上で、その費用は所得控除されない。したがって、離婚した夫が子育てをする妻に支払う養育費について夫の所得から控除する必要はないはずである。夫婦が離婚したときにも、夫にとって子供は自分の子であり、課税後の所得から養育費を支払うことは当然である。また妻側からみると、夫の段階で一度課税された資金が養育費として入るわけであり、妻側でも再び課税される理由はない。米国でも養育費は夫側で所得控除はされず、

妻側で非課税となっている。

次に扶養料についてである。30代の夫婦が離婚し、妻が専業主婦だったとする。まだまだ財産はなく、夫は妻の社会復帰が可能となるまでの5年間、年に250万円の社会復帰型扶養料を支払うことになったとする。夫の年収は600万円、そのうち250万円を別れた妻に支払うため、夫の可処分所得は350万円となる。

養育費の場合、離婚をしても子供が自分の子であることには変わりはないが、扶養料について考えると、別れてしまった元の配偶者はもはや赤の他人である。扶養料の意味は、離婚による財産分割だけでは妻の生活が困難であり、夫の今後の収入の一定比率を妻に移動することでその問題を解決しようとする趣旨である。このとき、夫の負担を下げること（所得控除のインセンティブ）が、結果として妻の収入の安定化につながると考えるべきではなかろうか。

常識的な考え方では、妻はあまり扶養料を得られないとされている。しかし、仮に裁判所から年収1000万円の夫に年間600万円の支払い命令が出れば、夫の生活は危機に陥る。訴訟が日常化している米国では「扶養料は夫側で所得控除、妻側で課税」となっている。日本でもそのようにすべきである。

妻の収入を確保するために、検討すべきことがもう1点ある。離婚により扶養料及び養育費を支払うことになっても、夫がこの契約を履行しないことがしばしばある。しかし、それをただすためのコストがかさむために、妻の泣き寝入りとなるケースも多い。

夫が支払いをしない場合、妻の取り得る手段は弁護士を雇い、裁判所に支払い命令を出

してもらふことである。しかし、月に15万円の養育費に対して弁護士費用をかけることは割に合わない。したがって、妻を守るためには養育費や扶養料の取り立てを国税庁、あるいは社会保険庁が肩代わりして行うことが望ましい。所得税、社会保険料徴収のついでに源泉徴収し、妻の口座に振り込む方式が導入できれば、妻の生活も安定するだろう。

以上、社会復帰型扶養料を念頭に扶養料の説明をしたが、次に年金型扶養料について述べる。近年は熟年離婚が増加しているうえ、介護は誰にとっても気にかかる問題である。関係が破綻している夫婦にとって、夫の介護、ましてや夫の親の介護まで妻が背負わなければならない理由はない。子供がすでに自立した後は、自由になりたいと望む妻は多いといわれている。こうした熟年離婚の場合、財産分割で住居を2人で分けたとしても年金型扶養料が必要となる。

しかし、夫の人生も終わりが近づき、将来の稼ぎはあまり期待できないときには、公的年金と退職金が大きな論点となる。若い世代ではあまり問題にならないこの2点が熟年の離婚では大きな問題となる。近い将来に手に入る退職金は、実務面でも価値ある財産として考慮されてきている。ただし、公的年金には問題がある。サラリーマンの夫、専業主婦の妻の場合では、妻にも基礎年金が保障されているため、妻が無年金となることはないが、夫の報酬比例部分はどうするのだろうか。

平均的なサラリーマンが老後にもらえる公的年金の平均額は、夫の報酬比例部分で約11万円。夫婦それぞれの基礎年金は約7万円なので、妻がこの報酬比例の半分近くを手に入れることができれば、月々の年金額は10万円

を超す。夫の公的年金給付額がかなりの程度まで推定できる夫婦が離婚するときには、両者の合意に基づき社会保険庁が夫の報酬比例部分の一部を妻の指定する口座に振り込む仕組みを検討すべきであろう。

4 キャピタルゲインの負担

次に、財産分割とキャピタルゲインの問題を検討しよう。離婚により財産の名義が変更になるということは、経済的な利益を目的とした行動とはいえ、各人の持ち分を各人の名義に変更しただけであり、課税されるべきことではない。

単純な例を示す。取得価格1000の不動産が2つあり、時価はそれぞれ3000、妻は専業主婦であり、不動産の名義はともに夫だとする。離婚による財産分割で夫がその1つを妻の名義に変更した場合、名義の変更を譲渡と見なし $3000 - 1000 = 2000$ のキャピタルゲインに対して課税すべきではない。

米国では、妻が取得価格1000を引き継ぎ、3000の時価の不動産を財産分割として手に入れたとき、この取引に課税されることはない。そして、妻が生活の必要上、この不動産を売却したときに2000に対してキャピタルゲイン課税が妻に課される。しかし、現実をみると、離婚した妻の生活はそれほど豊かなものではなく、離婚した妻が財産分割で得た不動産の売却益に対しては25万ドルまでキャピタルゲインを控除することが認められている。

一方、日本では財産分割において、夫名義の不動産が妻名義となったことを譲渡と認識しており、夫に対してキャピタルゲイン課税を行っている。ただし、別の税法で救済があ

る。それは、マイホーム売却益に対する3000万円のキャピタルゲイン控除である。しかし、このマイホーム売却益控除は赤の他人に対して行われたときのみ有効とされているので、夫がマイホームを妻名義にするときには控除は適用できない。そのため、実務上は正式な離婚が成立した後に名義変更を行うことで対応している。

キャピタルゲイン控除の金額を見ると、日米は似た状況にある。ただし、負担するのは米国では妻、日本では夫である。夫婦が財産を清算して各人のものにした後、これをどうするかは各人の問題であり、キャピタルゲインは清算後の所有者が負担すべきである。夫に課税するのは不当であろう。夫への負担が多いために、離婚訴訟が長引くことも十分考えられる。多くの場合、妻がその財産を処分し、生活を支えるケースが多いと判断できれば、米国のようなキャピタルゲイン控除の恩典を妻に与えるべきである。

わが国の税法は、離婚する専業主婦は経済的弱者であり非課税とする必要がある、との哲学に基づいている。しかし、一緒には暮らせないと考えた2人が財産問題を滞りなく解決できる方向へ転換を図ることが重要である。具体的には、以下のような方策である。

離婚時の財産分割には課税せず、各人が所有物を売却して現金にしたときに、売却した人にキャピタルゲイン課税を行う、ただし控除枠を設定する。

社会復帰型あるいは年金型扶養料については、夫で所得控除、妻で課税する。

夫婦間で合意した公的年金報酬比例部分の分割は社会保険庁が代理執行し、妻の口座に入金する。

扶養料、養育費については国税庁あるいは社会保険庁が離婚した妻のために源泉徴収する。

「1回課税の原則」と所得税

1 包括的所得税への批判

包括的所得税に対する1980年代以降の批判の中核的論点は「所得は1度だけ課税されるべきであり、2度の課税は不当である」というものである。労働所得は課税されている。なぜ、税引き後の資金で購入した定期預金の利子にまで課税されるのか。これでは、税制が貯蓄に対するインセンティブを阻害していることになる。経済が成長するためには投資が必要であり、投資イコール貯蓄と考えるならば、この二重課税は投資に対するインセンティブを阻害しているのではないかと、との批判である。

この二重課税の解決策として、消費に対して累進的に課税すべきとの考え方がある。方法は以下の通りである。仮に金融資産は1つしかなく、それは登録されているとする。人は収入をこの個人登録口座に入金し、消費のために使う分だけを引き出す。1000の収入のうち800を消費したら、この800に累進課税する。200については考慮しない(これが利子を生んでいても放置)。ある年に、もし収入が600になっても800消費したら、その800に課税する。200は個人金融資産口座の取り崩しで埋められたはずである。

これで「1回課税の原則」を守ることができる。労働所得と投資の果実が消費されたときのみ1回課税しているので、2回課税されることはない。しかし、この課税方法には、

多様な投資資産があるなかで、このような登録口座が機能するのか、この個人が死亡したときの相続税はどうするのか（相続税を課すとすれば2回課税となる）、個人が住宅を購入したとき、すなわち個人金融資産登録勘定が資産超過でなく負債超過となったとき、消費が多いからと高い税率を適用するのかという問題がある。

とりわけ に関しては、完全に管理可能な個人金融資産登録勘定は現実的には想定できず、また の相続税も課すとすれば人はこの勘定から逃げるために多大な努力をするであろう と考えられる。このため、様々な批判はあるものの、当面は包括的所得税を維持するしかないというのが現状である。

しかし、包括的所得税自体も「全ての所得を束ねる」と言いながらも、現実にはかなり妥協している。例えば、個人の株式投資、不動産投資に対する評価益課税は行っていない。現金を手にしておらず、評価益しかない段階では課税していない。企業年金、個人年金の各人の持ち分は毎年、増加している。しかし、これに課税することは困難であり、税の繰り延べを行わざるを得ないのである。医療保険も同様である。企業健康保険組合拠出金は、従業員に帰属するが所得とはみなされていない。「すべての所得を束ねる」との理想は、制度の現実をみれば、かなり後退している。

さらに、相続税、贈与税の問題もある。包括的所得税の立場からみれば、今年の所得、相続額、贈与金額を束ねて累進課税すべきであるが、給与所得は毎年だが、相続は一生に1度なので同様に扱われては困るという心理が働く。そして、富の集中の防止に多くの人

は同意するが、同時に自分の税負担は軽くなることを望むので、相続税は別枠となり累進性も低くなる。

配当二重課税についても決着してはいない。この制度に対しては、「法人の所得に1回課税し、配当金受取の段階でもう1回課税するのはおかしい」という批判がある。これを解決する手段としては、完全に法人と株主を統合し損益を通算するパートナーシップ課税を大規模公開企業に適用することが考えられるが、現実的ではない。実務的に果たしてこのようなことが可能かということのほか、利益処分として株主に分配される企業の内部留保に対しても（株主からみれば管理不可能なものに対しても）所得課税することが正しいかという理論的問題を抱えている。このため、両者の統合は欧州ではある程度進行しているものの、内部留保は考慮しない配当金に係わる二重課税の調整でしかない。

1992年、米国財務省は利子の損金算入を否定するCBIT（Comprehensive Business Income Tax）税制を提案した。CBIT税制とは、会社は株主のものではなく、株主と債権者が資金を提供した事業推進形態とみなし、両者の「投資の果実」の原資となる営業利益に課税する。かつ「1回課税の原則」を守り、利子、配当金を投資家段階で非課税とする法人税制度である。

この制度になれば配当二重課税の問題は解決する。さらに、配当二重課税がなくなれば、企業の資金調達において株式と借入は経済的に中立となる。しかし、この制度を突然導入した場合、他国との資金移動にどのようなインパクトを与えるかが不明であり（他国は利子損金算入、配当課税の制度を持っている）

実現の可能性は低い。

2 フラットタックス

しかし、このCBIT税制のエッセンス「1回課税の原則」を利用すると、会社と株主の利益の統合よりも広い意味で、法人税と所得税の統合という美しいフラットタックスの画を描くことができる。例として、1990年代、米国に登場したディック・アーミー^{注2}のフラットタックスを簡単に説明しよう。ここでは、自営業者はおらず、すべてがサラリーマンおよび所有と経営の分離した株式会社のみの世界を考える。この税制改革の目的は、税制を極めて単純にすること、1つの税率で全ての問題を解決することである。

個人は、確定申告で賃金と企業年金給付金のみを収入に計上する。費用は、人的控除だけである。収入から費用を引いたものが所得であり、これに17%のフラット税率を適用して課税関係は終了する。ここでのポイントは、公的年金保険料の拠出金は損金となっていない（つまり1回課税されている）から引退後の公的年金給付時は非課税、金融資産の利子・配当収入は会社段階で営業利益に近いレベルですでに1度課税されているため、個人段階では非課税、また、キャピタルゲインは自分の労働所得（課税された税引き後の資金）で株、住宅を含む不動産を購入しているため、「1回課税の原則」により非課税、住宅ローンの支払い利子は損金不算入、寄付金の所得控除はしない、相続税はないの5点である。

法人については、収入から原料・中間財購入費、人件費、企業年金拠出金、土地・設備購入費を除いたものに対して17%課税する。

より細かく説明すると、企業年金拠出金は損金となっているので、個人が年金給付を受けるときには課税、古典的な法人税においては有形固定資産に対しては減価償却分が毎年の損金となっているが、何年償却が妥当であるかは誰にも分からないため、購入時即費用とする。

10年ならしてみると、古典的な10年分の減価償却費よりも合理的な累計設備投資損金計上額となっているはずである。むしろ投資が増加したとき法人税が減少し、投資が減少したとき法人税が増加するこの方式の方が民間設備投資を促進する、と考えていく。

このように考えていくなれば、理論的には個人・法人間を統合したフラットタックスシステム（単純、単一税率、1回課税）の所得税体系を構築できるが、累進課税の程度が低い、キャピタルゲインに個人課税しておらず相続税もないので、富の集中が起きるといった批判がある。しかし、については、貧しい人に対しては財政支出で対応すればよく、については、高率の相続税を課したとしても現実的には徴収できないし、キャピタルゲイン非課税とすれば投資を促進することにもなり雇用は増加する、という反論を挙げることもできる。

この議論をさらに進めると、全ての税項目をなくし付加価値税のみでよいという議論にもなる。フラットタックスが法人段階で人件費を損金としているのは、各人の家族の状況に合わせて人的控除が必要であるとしているからである。これも財政支出で調整すればよいと考えれば（例えば、子供に対する児童手当）、企業付加価値税、あるいは消費税（消費型付加価値税）のみで問題は解決する。こ

のようにすれば、社会に一本税率の1種類の税しかないこととなる。つまり、一国の産出物（付加価値）の一定比率を国家が公共サービスのために徴収するのである。

この考え方の問題点は、累進課税ではない、株式、不動産のキャピタルゲインが課税されず不公平であるという2点であろう。フラットタックスは、企業家が成功することを「優れたこと」とみなす風土、不動産にそれほどの資産価値を認めない、豊かな人が多大な寄付行為をする伝統がある、激しい競争社会であり、経済の新陳代謝が急速に進んでいるといった条件を満たす国においては、かなりの賛同を得られる可能性がある。米国は、そのような国である。

法人税を巡る論争が、「会社は株主のものであり、会社利益に課税すべき」との古典的考え方から脱却し、いくつかの課題はあるものの徐々に法人と個人の統合、すなわち単純化、税率の一本化を目指すべきという考え方へとシフトきていることは注目されて良いだろう。

3 「1回課税の原則」

フラットタックスの原則をもう一度整理すれば、要点は以下の3つである。

第1に、税率は一本化すべきである。基礎控除があれば、累進所得税としても機能する。第2は、すべての所得に対して「1回課税の原則」を堅持すべきである。二重課税があると、経済活動に対して税は中立とならない。第3に、政府への納税は1つの世帯としての最低限の生活ができる上でのこと、すなわち、収入が基礎控除を越してから納税することとする。この点が、フラットタックスと、

貧富の格差は財政支出で調整する立場（付加価値税が1つあればよい）との違いである。

ここで、「1回課税の原則」に着目して、日本の税制を再検討する。1回課税の考え方は、個人と法人という2つの主体間の課税関係を考える上で便利である。二重課税で常に問題となってきたのは、配当二重課税（事業推進形態である法人に法人税が課され、法人に対する持ち分を保有している個人にその果実を分配する時に再課税）である。

現行法人税法下では、支払利子が法人段階で損金とされているため、個人段階で受取利子に対して1度課税することが必要である。これに対して、おおまかに言えば、配当は課税後の税引き利益から分配されるため、個人段階で課税される必要はない。現在の税制では2007年までは配当に対して10%源泉分離課税、その後は利子所得と同じく20%源泉分離課税とするとしている。配当は1度課税された所得であり、利子所得は個人段階で1度は課税されなければならない所得である。したがって「1回課税の原則」をある程度貫くのであれば、配当課税は利子所得課税よりは低率とすべきである。

法人と個人の関係でいうならば、役員賞与も二重課税である。会社の利益処分案の中に配当と並び役員賞与の項目がある。法人税支払い後、役員賞与に所得税が課されていることになる。会社役員に対する報酬には、損金処理される毎月の役員報酬と、利益処分と見なされ損金処理できない賞与（月々継続的には支払われない）があり、問題を複雑にしている。株主からすれば事業運営を信託した会社役員に対する報酬はすべて費用であり、欧米主要国の税制では損金処理される。日本で

も役員に対する報酬はすべて損金処理とし、役員段階で所得税を1回課税すべきである。

現行税法の問題点は、役員に対して明確なインセンティブ型報酬体系を導入しづらいことである。毎月の役員報酬100万円、2年後に利益が2倍になっていたら中期目標達成ボーナス2400万円と設定したとき、このボーナスは役員賞与、益金処理である。2年分の役員報酬2400万円は損金処理となり、2400万円は損金処理できずに支払った場合、事実上のコストは2400万円ではなく、法人税率40%の場合4000万円となる。物事を複雑にして、経済活動に悪影響を与える税制は修正すべきであろう。

社会保険料はすべて個人段階で所得控除、法人段階で損金処理となっている。公的年金は、個人レベルでは拠出時所得控除、給付時非課税（公的年金控除枠が大きいいため、多くの人が事実上非課税である）となっている。医療・介護、失業保険も拠出時所得控除、給付時非課税である。病院から受けた医療サービスの額に対して課税された人はいない。また、失業保険給付金に課税することはおかしい（課税が必要なほどの給付を行っているなら、保険料率を下げればよい）。

重要なのは、社会保険料は拠出時に所得控除、給付時は非課税となっており、“1度も課税されていない”ことである。少子高齢化の進行に伴い、長期的に保険料の値上げが必要とされるとき、社会保険料が非課税であると、国家にとっては歳入の大幅な損失につながる。したがって、給付時に課税を行いづらい社会保険については、「1回課税の原則」に基づき、会社及び個人段階で拠出時に所得控除（損金処理）を行わないことを検討すべ

きである。

フラットタックスは、収入が必要最低限の消費額を超えた上で納税が始まるとしている。現在、論議されている、国家が税込確保のために課税最低限を引き下げ一方で消費税率を引き上げることは、税を付加価値税のみとすることに近い。この場合、貧しい人を財政支出で救済する必要がある。

現在の雇用労働者5000万人のうち1500万人がフリーター、パートタイマー主婦などの非正規社員であり、大卒者の2割は進学もせず就職も決まらない無業者として社会に出ていく。若者たちの雇用環境は厳しい。若夫婦に必要なのは、直接的な児童手当であろう。また、65歳以上の人のいる世帯の5割は老夫婦のみ、あるいは高齢者単身世帯であり、今後この傾向はより顕著化しよう。貧しい高齢者への家賃補助が必要となるはずである。

このように国は、所得控除により納税額を減らすことで支援するのではなく、児童手当あるいは高齢者家賃補助等の直接的な給付を行うことで、社会的公正を保つ必要がある。そのためには、誰が豊かで誰が豊かでないかの情報を知らなくてはならず、納税者番号制の整備が必要となろう。

注

- 1 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣、1996年に所収。
- 2 米国共和党下院議員、1994年ミエルピ上院議員とともに「フラットタックス」法案を下院に提出した。

著者

中村 実（なかむらみのる）

研究理事

専門は税制・社会保障論